

特別金利上乘せ型定期預金規定

当行が取扱う自由金利型定期預金の商品について、商品概要説明書に本規定が適用される旨を記載する場合は、この規定により取扱います。

本規定に定めのない事項については、預金規定集の各取引に共通する規定および自動継続自由金利型定期預金規定により取扱います。

第1条 （預金契約の成立）

当行はお客さまからこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、当行が証書や通帳を交付する等してこれを承諾したときに当該取引に係る契約が成立するものとします。

第2条 （自動継続）

- (1) この預金は、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金は、自動継続自由金利型定期預金規定により取扱います。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときは継続後の満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

第3条 （証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに、また、通帳式の場合は当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。

第4条 （利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下第4条第1項および第2項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（または通帳）記載の利率（継続後の預金については上記第2条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（または通帳）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（または通帳）とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (4) 当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき相当な事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (5) 当行がお客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、預金規定（預金規定集 各取引に共通する規定 9. (4) および (5)）により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の①または②のうち、いずれか低い方の利率によって計算し、この預金とともに支払いします。
- ① 解約日における普通預金の利率
- ② 約定利率 $\times 5\%$ ・・・この算式によって計算した利率の少数点第4位以下は切り捨てます。
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

以 上

(2025 年 12 月 1 日現在)